

武市監告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、監査の結果に対する措置が講じられたので、同条同項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 19 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

武市観第199号
令和7年2月14日

武雄市監査委員 成松 義秀 様

武雄市監査委員 末藤 正幸 様

武雄市長 小松 政

定期監査の結果に基づく措置内容について（通知）

令和7年2月3日付け武市監第157号の監査結果に基づき講じた措置内容について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

監査結果に基づく措置内容通知書

監査の対象	営業部 観光課	
指摘を受けた監査結果	定期監査結果報告（令和 7 年 1 月 2 8 日実施分）	
監査の結果		措置の内容
（文書による指摘） 令和 6 年度宿泊魅力向上支援事業補助金のうち 1 件について算定誤りが確認された。 当該補助金は、市内既存宿泊施設等の整備を行った者に対し整備費から他の補助金等の額を控除した額の 3 分の 1 以内の額を市が交付するものであり、指摘した事案については、整備費から控除する国の補助金額を実績額よりも少なく計上したことにより、結果的に市の補助金が多く交付されたものである。 担当部署においては本件発生の原因分析を行い、交付決定および交付額の確定の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。		令和 6 年 5 月 2 0 日に宿泊魅力向上支援事業補助金における整備計画認定申請書において、観光庁補助金の『地域一体となった観光地・観光観光産業の再生・高付加価値化事業補助金』の補助額が 2,250,000 円と申請され、計画認定を行った。その後事業が完了し、宿泊魅力向上支援事業補助金事業交付申請の際、観光庁補助金が 2,550,000 円と申請され、証拠書類を添付されていた。 交付決定の際、観光庁の補助金が変更されているにも関わらず、変更前の金額で補助金交付を行い、市の補助金 100,000 円が多く支出したもの。申請者に状況を説明し、交付決定通知書の差し替えと、100,000 円の戻入通知書を送付した。 今後は、申請書類・証拠書類の十分な確認を行い、再発防止に努めたい。